

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 22 号

福島市議会委員会条例の一部を改正する条例

福島市議会委員会条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表建設水道常任委員会の項中「及び水道局」を「、福島市部設置条例（昭和48年条例第30号）第1条第12号に規定する上下水道局及び福島市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第74号）第3条に規定する上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。